

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：公益法人認定の基準等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：内閣府大臣官房公益法人行政担当室

評価実施時期：令和6年2月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：i、ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。

	<p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）に基づき、一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般法人」という。）のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査（公益目的事業を主たる目的とすること等）を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定を受けたものが公益社団法人及び公益財団法人（以下「公益法人」という。）として、税制上の優遇措置等を受けつつ活動している。

公益法人は、地域社会の発展、児童の健全育成、福祉、学術・科学技術、芸術・文化など社会のあらゆる分野において我が国の民間による公益的活動を牽引し、現在、法人数約9,700、職員数約29万人、多くの主体からの寄附（約6,900億円）や会費等を得て事業を実施しており、公益目的事業費規模年間約5兆円、総資産約31兆円を有し、民間による公益的活動の主たる担い手となっている。

他方、急速な少子高齢化が進む我が国社会において、行政や営利企業では十分に対応できない社会課題は増大している。また、近年の大規模災害時における義援金やボランティアの状況にみられるように、自らの財産や労働力を用いて公益に貢献したいと考える企業や国民は増えている。こうした中、公益法人等が、これまで以上に、寄附性の高い資金を活用して、社会課題を解決していくことが、今後の我が国の発展のために不可欠となっている。

しかし、公益法人の数は、一般法人が急速に増加していることと比べ、それほど増加しておらず、公益法人に課せられる規律のために社会のニーズに迅速に対応して発展的な事業展開が難しいといった声もある。

規制の緩和又は強化を行わない場合、現在のこうした状況が継続することが想定されることから、現在の公益法人数、公益目的事業費等をベースラインとすることとする。新しい資本主義が目指す民間が公益を担う社会の実現のためには、公益法人制度を国民の信頼を確保しつつ、より、使いやすい制度に改めるよう見直し、ベースラインとしている現状から、国民や企業の支持を受け、公益法人の活動をより活性化することが必要である。

（参考）今般の改正に関連する閣議決定

○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日 閣議決定）（抜粋）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（3）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

（インパクト投資の促進）

（略）民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益

法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行う。(略)

4. 包摂社会の実現

(共生・共助社会づくり)

寄附やベンチャー・フィランソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。(略)

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定) (抜粋)

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大

富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進する。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。

2. 社会的課題を解決する NPO・公益法人等への支援

①公益法人の改革

公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則 (公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない) や遊休財産規制 (使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の 1 年相当分を超えて保有することができない) の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。

公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。

このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。

(参考)

○公益法人数に関する将来予測 (ベースライン) (上段：法人数、中段：、下段：)

H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
9,561	9,581	9,614	9,640	9,672	9,718	9,764	9,810	9,856	9,902

○公益目的事業費に関する将来予測 (ベースライン) (単位：十億円)

H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
4,674	4,811	5,048	5,107	5,881	6,085	6,289	6,493	6,697	6,901

○公益法人の寄附金収入に関する現状 (ベースライン) (単位：十億円)

H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
281	376	625	442	690	—	—	—	—	—

※「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」(内閣府)より。

※各年の数値は、各年 12 月 1 日時点で過去 1 年間に提出された事業報告等に基づくもの。

※R 5 以降の数値は、H27 から R 4 にかけての増加を平均し今後の伸びを推測したもの。寄附金収入については、年による変動が一貫しないため、推計はしていない。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

公益法人については、その活動の公益性を担保するため、財務規律、ガバナンスに関する規律、事業変更に関する手続き、情報開示等の規律が設けられているが、上述のとおり、国民の信頼を確保しつつ、より、使いやすい制度に改める必要がある。

（１）財務規律の柔軟化・明確化

[課題及びその発生原因]

公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促すため、収支相償原則（公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない（現行、単事業年度の収支を確認））や公益法人が取得した資産の死蔵を避けるため、遊休財産規制（用途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の１年相当分を超えて保有することができない）といった財務規律が設けられているが、その厳格性ゆえに、法人の経営判断による柔軟な資金活用の阻害や新型コロナ等の不測の事態での事業継続についての課題が生じている。

[規制の緩和（柔軟化）の内容]

法人が自らの経営判断で財源の配分を柔軟に行い、公益目的事業へ効果的に資金活用することを促進する観点から、収支相償原則を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）における公益目的事業の収入と費用（公益目的事業を充実するための資金の積み立てを含む。）の均衡を図る必要がある旨を規定する。

また、法人が自らの経営判断と説明責任で必要な財産を確保し、不測の事態に対応できる安定した法人運営を可能にするため、遊休財産規制を見直し、「公益目的事業継続予備財産(※)」について、規制の対象となる財産額の算定から除外する旨を規定する。

(※) 災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要がある公益目的事業財産

[規制以外の政策手段の検討]

上記記載の規律の趣旨（財源の活用）及びこれらの規律を踏まえて公益法人の税制優遇措置が講じられていることに鑑み、規制自体を廃止することは適当ではなく、公益法人として求められる規制を緩和するものである（違反した場合、公益認定の取り消し事由となる）から規制という手段が妥当である。

（２）行政手続の簡素化・合理化等（変更認定事項の一部届出化等）

[課題及びその発生原因]

公益法人が事業内容等を変更する場合、その変更後も引き続き認定基準に適合することを審査するため、公益目的事業の種類及び内容の変更、収益事業等の内容の変更等を行う場合には、軽微な変更を除きあらかじめ行政庁の認定を受けることを義務付けているが、認定を要する事項が多く、迅速な事業展開の阻害解消や法人負担軽減が必要となっている。

[規制の緩和（柔軟化）の内容]

現行規定において変更の認定を要するものとされている事項のうち、公益法人の公益性に大きな影響を与えず、事後チェックにおいて確認すれば足りると考えられる収益事業等の内容の変更

については、届出事項とする。

[規制以外の政策手段の検討]

収益事業の内容についても、事後チェックにおいて、認定基準への適合性を確認する必要があるため、規制自体を廃止することは適当ではなく、届出事項とすることにより、規制を緩和するものである（違反した場合、公益認定の取り消し事由となる）から規制という手段が妥当である

その他、公益法人の透明性を一層高める観点や利用者の利便性への配慮から、公益法人から提出された財産目録等について、行政庁において一元的に公表することにとめない、公益法人による報酬基準（財産目録等に含まれ、公益法人における公表が義務付けられている）の公表を不要とする措置を講じることとしている（緩和措置）。

（3）法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実

[課題及びその発生原因]

民間公益の活性化のためには、寄附やボランティアなど国民からの支援を得ることが不可欠であるが、広く国民からの信頼を得るためには、上記の財務規律の柔軟化、行政手続の簡素・合理化により法人が迅速かつ柔軟に活動できる範囲を広げるだけでなく、そうした法人の活動状況・財務状況等の情報開示の拡充を進めるとともに、ガバナンスの充実が必要となる。その際、一律のガバナンスではなく、法人の多様性に合わせた自律的なガバナンスを充実させるという観点が重要となる。

[規制の内容]

（i）理事と監事間の特別利害関係の排除

各理事について、監事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として政令で定めるものをいう）を有しないものであることを公益法人の認定基準として追加する。

（ii）外部理事・監事の導入

理事・監事のそれぞれについてそのうち一人以上が、当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者等であることを公益法人の認定基準として追加する（※1）。

（※1）理事については、小規模法人への適用除外を設けることとする。

（iii）区分経理の推進

現行規定では収益事業等を行う公益法人にのみ義務付けられている区分経理を原則全ての公益法人に義務付け、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理の3つ（収益事業等を行わない公益法人にあつては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理の2つ）に区分して整理することを規定する（※2,3）。

（※2）小規模法人の負担に配慮し、一定の要件（単一の公益目的事業のみを実施し、法人の運営の用に供するものとして内閣府令で定める財産を除き、保有する全ての財産を公益目的事業を行うために使用・処分すること）を満たす公益法人にあつては、区分経理の実施を求めないこととする例外措置も選択できるように規定する。

（※3）区分経理の実施により財務情報の開示が強化されることに伴い、公益法人に提出を求めている定期提出書類（財務規律の遵守状況を判定するため、貸借対照表・損益計算書とは別途作成するもの）の簡素化を行い、

公益法人の負担軽減を図ることとしている。

(iv) 自律的ガバナンスに関する取組みの記載

公益法人が作成する事業報告に、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならないこととする。

[規制以外の政策手段の検討]

規制以外の手段として、ガイドライン、公益法人におけるガバナンス・コードの策定を促す、予算事業による支援策等により自主的な行動変容を図る等の手段も考えられるが、必要最小限の義務については、法令上の義務を課さなければ、公益法人によって対応にばらつきが生じる（むしろ、不祥事の懸念が高い法人ほどガバナンスを充実させる取組に消極的なことが推測される）など、その適切かつ確実な実行が担保されず、公益法人制度全体を「国民の信頼を確保しつつ、より、使いやすい制度に改める」という政策目的を達成することができなくなる。

なお、上記のとおり、小規模法人に対する例外措置を設けるなど、各規制によって対象範囲を合理的に設定していることに加え、必要な経過措置を設ける予定である。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

現に存在する公益法人は約 9700 あり、うち約 2600 が内閣府、約 7100 が各都道府県の所管となっている。当該規制の新設（(3) 法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実）により、公益法人において次に掲げるような遵守費用が発生することが考えられる。現時点で、規制により新たに遵守費用が発生する公益法人数等の把握は困難なものの、以下のとおり、許容されるものと認識している。

(i) 特別利害関係の定義・理事と監事間の特別利害関係の排除及び (ii) 外部理事・監事の導入

(i) 及び (ii) については、理事等の入れ替えのために候補者を探す事務費用等が発生する可能性はあるものの、当該規制がなくとも理事等は定期的な選任・解任が行われ、その度に適切な者を探す必要があることから、そうした場合には、当該規制のためだけの追加的な費用は発生しない。(ii) については、理事等を増員し基準に適合することもあり得るが、当該規制のために理事等を増員する公益法人数及びその報酬を合理的に推定する統計データが存在しないことから、明確な根拠を持った追加費用の算定は困難である。そうした中、内閣府において、所管法人について抽出調査等（※）を行い、把握した範囲で現に外部理事又は外部監事がないと推測さ

れる法人が5%であり、仮に法人全体の1%が理事を、法人全体の1%が監事を増員し、労働者の平均給与を得たと仮定した推計値を算定したところ6千万円程度であった。理事等報酬額はそれぞれの法人毎に決めることができるものであることも踏まえると許容されるものと認識している。

(※) 内閣府所管の約2,600法人をランダムに抽出し、把握可能な理事・監事の情報から調査を行ったもの。併せて、理事・監事の確保について、法人へのヒアリングも実施。

(参考：当該規制による遵守費用の推計)

当該規制による年間遵守費用＝

(理事の年間報酬(常勤の場合)×理事一人を常勤で追加する法人数)

＋(理事の年間報酬(非常勤の場合)×理事一人を非常勤で追加する法人数)

＋(監事の年間報酬(常勤の場合)×監事一人を常勤で追加する法人数)

＋(監事の年間報酬(非常勤の場合)×監事一人を非常勤で追加する法人数)

で推計すると、

年間遵守費用＝(4,331,000円×6.887法人)＋(154,200円×90.113法人)＋(4,331,000円×0.388法人)＋(154,200円×96.612法人)＝60,301,020円と推計される。

公益法人数	全体	9700
新たに理事を一人追加する法人数	法人全体の1%(仮定)	97
うち常勤理事とする法人数	法人の7.1%(※1)	6.887
うち非常勤理事とする法人数	法人の92.9%(※1)	90.113
理事の年間報酬		
常勤の場合(※2)		4,331,000
非常勤の場合(※3)		154,200
新たに監事を一人追加する法人数	法人全体の1%(仮定)	97
うち常勤監事とする法人数	法人の0.4%(※1)	0.388
うち非常勤監事とする法人数	法人の99.6%(※1)	96.612
監事の年間報酬		
常勤の場合(※2)		4,331,000
非常勤の場合(※3)		154,200

(※1) 令和4年 公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告(令和5年12月 内閣府)「常勤・非常勤別の理事数」及び「常勤・非常勤別の監事数」に基づき按分

(※2) 国税庁「民間給与実態統計調査」(令和2年)平均給与額(年間)4,331,000円を採用

(※3) 平均給与額(年間)÷年間総労働時間(事業所規模30人以上)＝申請者の時給4,331,000円÷1685時間＝2,570.32≒2,570円。非常勤理事・監事は月5時間程度業務を行うものと仮定し、2,570円×60時間＝154,200円

平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(令和2年)、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」(令和2年)による。

(iii) 区分経理の推進

経理の方法が変わることで追加費用が発生することもあり得るが、既に全ての公益法人が収益

事業等を区分して、貸借対照表・損益計算書を作成していること、また、上述のとおり、当該規制を前提に、定期提出書類を削減するなど負担軽減も講じることとしていることから、許容されるものと認識している。

このほか、新たな方式による区分経理を開始する事業年度には、職員が、財産の仕訳方法等を習得するための負担が生じることは認識しており、全国での相談会事業等の支援策を実施予定である。

(iv) 自律的ガバナンスに関する取組みの記載

当該規制は該当する取組みを実施している場合に、事業報告に記載する必要があるため、該当する公益法人数を現時点で把握できていないものの、既に全ての公益法人において作成することになっている事業報告の内容を規定するものであり、法人の取組内容を記載するものであり、追加的な調査等の負担は生じないと考えられることから、許容されるものと認識している。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

当該規制の対象となる公益法人は約 9700 あり、うち約 2600 が内閣府、約 7100 が各都道府県の所管となっているが、従前から、これら全ての公益法人に対して内閣府及び都道府県による指導・監督が行われている。

今般の措置により、変更認定申請の審査など審査業務を簡素化（(2)による認定手続の減少）と事後チェックの重点化等（③（3）（i）及び（ii）への適合の確認）による事務負担増の双方の効果を見込んでおり、行政費用が大きく変動するとは考えていない。

なお、公益法人制度全体としては、新規認定による公益法人数の変動や活動の活性化による行政需要の増加に伴う行政費用の増は想定され得るところである。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正は、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」」に基づくものであるが、当該報告について（公財）公益法人協会が実施したアンケート調査（※）によると、最終報告全体の評価について肯定的評価が 65.6%である一方、否定的評価は 15.6%にとどまって

おり、多数が好意的な受け止めをしている。また、最終報告については、パブリック・コメントも実施し、公益法人関係者から 64 件の意見が寄せられたが、今回の改革により認定取消申請を検討する（＝公益法人をやめる）といった意見はなかった。したがって、本改正によって、公益法人として活動することを続けることが困難となる法人が出現することは想定しづらい。

また、公益法人の自由度拡大に伴い、一部の法人において監督を要する事象が発生する可能性も考えられるが、法人自体のガバナンスを向上させる措置を併せて講じることとしているほか、透明性の向上により国民のチェック機能も強化されること、行政庁による監督の見直しも併せて検討していることから、その影響は限定的と考えられる。

例えば、行政手続の簡素化・合理化は、十数年の委員会審査事例の蓄積からの知見をもとに公益性に大きな影響を与えないものについて届出化するものであることから、届出化されても、事後チェックにおいて行政庁が変更内容を把握してより実態に則した必要な対処をできるものであって、規制緩和による規制の趣旨の減退等は特に想定されない。

(※)「内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」に関するアンケート結果報告書」。約 300 の公益法人関係者等に最終報告の内容説明を行った上で、アンケート調査を実施。

<https://kohokyo.or.jp/cms/wp-content/uploads/2023/08/report230829.pdf>

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

当該改正案は、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」」に基づくものであるが、同会議における計 11 回にわたる議論では、内閣府大臣官房公益法人行政担当室が毎年作成・公表する、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」に基づき、公益法人の活動状況を定量的に把握した資料が事務局説明資料※として提供されている。

また、上記 4⑥に記載のアンケートやパブリック・コメント等の公益法人等の意見を踏まえつつ制度設計を行っている。

※新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今般の公益法人制度改革は、法律及びこれに基づく政省令・ガイドライン等の見直しに限らず、審査・監督の在り方を含め制度運用を全般的に見直すものであり、その目的は、「民による公益の増進」という公益法人行政担当室の施策目標そのものである。このため、当室が実施している、施策単位の政策評価と併せて事後評価を実施することを予定している（令和 9 年度評価実施予定）。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」の結果に基づくデータ等の推移を注視しつつ、当室が毎年度実施している、施策単位の政策評価と併せて、以下の指標等により費用、効果等を把握することを想定している（令和 9 年度評価実施予定）。

- ・ 公益法人数
- ・ 公益目的事業費
- ・ 公益法人に対する寄附金額
- ・ 公益法人に対する行政庁の監督措置の件数